

留萌市選挙管理委員会告示第1号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第17条第2項の規定により、本市の区域を分けて次のとおり投票区を設けた。

なお、平成25年留萌市選挙管理委員会告示第7号の告示は、廃止する。

令和7年2月3日

留萌市選挙管理委員会

委員長 工藤 幸 男

| 投票区名   | 投票区の区域  |
|--------|---|
| 第1投票区  | 大町1～3丁目、瀬越町1～98番地、港町1～3丁目、明元町1～6丁目、本町1～4丁目、錦町1～4丁目、栄町1丁目1～46、111番地、栄町2丁目1～43、134～138番地、開運町1～3丁目 |
| 第2投票区  | 瀬越町99番地以上、寿町1～3丁目、幸町1～4丁目、宮園町1～3丁目  |
| 第3投票区  | 沖見町1～3丁目、見晴町1丁目、見晴町2丁目25番地以上、見晴町3丁目、宮園町4丁目  |
| 第4投票区  | 沖見町4～6丁目、平和台1～2丁目、見晴町4～6丁目  |
| 第5投票区  | 見晴町2丁目1～8、10～24番地、旭町1～3丁目、花園町1～5丁目、泉町1～2丁目、住之江町1～4丁目、野本町1～43番地                                  |
| 第6投票区  | 船場町1～2丁目、元町1～5丁目、春日町1～3丁目、マサリベツ、マサリベツ沢、マサリベツ山の上、塩見町（ヲムロ通りより南側の区域）、字ヲムロの沢、留萌村字ヲムロ、三泊村字ヲムロ        |
| 第7投票区  | 野本町44番地以上、千鳥町1～4丁目、元川町2丁目、緑ヶ丘町1丁目1～6番地、緑ヶ丘町2丁目1～62、70～82、111～120番地                              |
| 第8投票区  | 緑ヶ丘町1丁目29、30番地、緑ヶ丘町2丁目63～69番地、83～110番地、121番地以上、アイトシナイ、南町1～4丁目、東雲町2～3丁目、バンゴベ、原野6～8線              |
| 第9投票区  | 高砂町1～3丁目、五十嵐町1～3丁目、堀川町1～3丁目、カムイワ、元川町1丁目、東雲町1丁目、栄町1丁目47～110番地、栄町2丁目1～43、144、145番地、栄町3丁目、未広町1～4丁目 |
| 第10投票区 | 潮静1～4丁目、大和田1～3丁目、字ヌプリケシュオマップ、字留萌126～3485番地、原野10～12線   |
| 第11投票区 | 浜中町、礼受町、大字礼受村ポシアッカルシナイ  |
| 第12投票区 | 三泊町、字ヲムロの沢、留萌村字ヲムロ、三泊村字ヲムロ、塩見町（ヲムロ通りより北側の区域）  |
| 第13投票区 | 字藤山、原野13～23線、字留萌1616-1～17、1146、1187、1704、3340、4142番地、字幌糠、字奥幌糠、字チバベリ、字タルマップ、字峠下、字ポソルルモッペ         |